

4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第六十八条の五十第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第九項において「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省略

二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限るものとする。）により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合、その合併の直前における電子計算機買戻失準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する電子計算機買戻失準備金の金額

四 省略

5 8 省略

9 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が分割法人となる適格分割型分割が行われた場合において、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定電子計算機の買戻しの全部を行うこととなったときは、その適格分割型分割直前における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻失準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する同項の電子計算機買戻失準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第四十一条第二項の電子計算機買戻失準備金の金額）とみなす。

4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第六十八条の五十第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第九項において「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一同上

二 合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合、その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻失準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する電子計算機買戻失準備金の金額

四 同上

5 8 同上

9 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が分割法人となる適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）が行われた場合において、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定電子計算機の買戻しの全部を行うこととなったときは、その適格分割型分割直前における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻失準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する同項の電子計算機買戻失準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第四十一条第二項の電子計算機買戻失準備金の金額）とみなす。

(所得税法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第四百四十条 附則第三百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項、附則第三百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第三十四条第二項、附則第三百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第一百七十条第三項、附則第三百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十三条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十六条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十条第十二項及び第十四項並びに第四十一条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2| 附則第三百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第三百三十六条第二項、附則第三百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十八条第二項及び第八項第三号、附則第三百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第三百三十三条第十三項及び第三百三十五条第六項、附則第三百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第一百七十五条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第一百九条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十六条第十二項及び第十四項並びに第五十七条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(内閣府設置法の一部改正)

第四百四十一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正

する。

(所掌事務)

第四条 省 略

2 省 略

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三の二 省 略

三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十九条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること並びに同法第二十条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること。

三の四 六十二 省 略

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第百四十二条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二十条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二十条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「七年以内に開始した」とあるのは「に開始した」として、同項の規定を適用する。

2 省 略

3 機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六条の十三第一項の規定の適用については、同項中「の欠損金額」とあるのは、「の欠損金額並びに銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第五十八条第一項に規定する特

(所掌事務)

第四条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 三の二 同 上

三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること、同法第十九条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること並びに同法第二十条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること。

三の四 六十二 同 上

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二十条第四十号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二十条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「七年以内に開始した」とあるのは「に開始した」として、同項の規定を適用する。

2 同 上

3 機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六条の十三第一項の規定の適用については、同項中「の欠損金額」とあるのは、「の欠損金額及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第五十八条第一項に規定する特例

例欠損金額」とする。

4・5 省 略

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第百四十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

(地域再生法の一部改正)

第百四十四条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	地域再生基本方針（第四条）
第三章	地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）
第四章	地域再生協議会（第十二条）
第五章	認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置
第一節及び第二節	削除
第三節	地域再生基盤強化交付金の交付等（第十九条）
第四節	地域再生支援利子補給金の支給（第二十条）
第五節	財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十一条）
第六章	地域再生本部（第二十二条―第三十一条）

欠損金額」とする。

4・5 同 上

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

目次

第一章	同 上
第二章	同 上
第三章	同 上
第四章	同 上
第五章	同 上
第一節	株式の取得に係る課税の特例（第十三条）
第二節	特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例（第十四条―第十八条）
第三節	同 上
第四節	同 上
第五節	同 上
第六章	同 上

附則

(地域再生計画の認定)

第五条 省 略

2 省 略

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 省 略

二 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項

三 五 省 略

4 11 省 略

第一節及び第二節 削除

第十三条から第十八条まで 削除

第七章 罰則(第三十二条・第三十三条)
附則

(地域再生計画の認定)

第五条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者(第十四条において「高年齢者等」という。)を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項

三 五 同 上

4 11 同 上

第一節 株式の取得に係る課税の特例

第十三条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第一号に規定する事業を行う株式会社であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「特定地域再生事業会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、特定地域再生事業会社が前項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 特定地域再生事業会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二節 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

(課税の特例)

第十四条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第二号に規定する事業

を行う会社であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するもの（以下この節において「特定地域雇用会社」という。）に対し、法人が当該指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附（金銭によるものに限る。）をした場合において、当該寄附について次条第三項の規定による確認がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例の適用があるものとする。

2 前項の規定による指定は、当該指定に係る事業において特定地域雇用会社が常時雇用すべき高年齢者等の数その他の内閣府令で定める雇用に関し講ずべき措置（以下この節において「高年齢者等雇用確保措置」という。）及び同項の特例の適用がある寄附の総額として当該高年齢者等の数を勘案して内閣府令で定めるところにより算定される額（以下この節において「特例対象総額」という。）を明らかにしてするものとする。

3 第一項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して二年とする。

4 第一項の規定による指定は、その有効期間が満了したとき、及び次項の規定により取り消されたときのほか、第十条第一項の規定により第一項の認定地域再生計画の認定が取り消されたときは、その効力を失う。

5 認定地方公共団体は、特定地域雇用会社が第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるとき、又は第十七条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたときはその旨、高年齢者等雇用確保措置及び特例対象総額並びに当該指定の有効期間を、前項の規定による指定の取消しをしたときはその旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

7 特定地域雇用会社の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（寄附の報告等）

第十五条 特定地域雇用会社は、法人から前条第一項の寄附を受けたとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附をした法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附の金額及び年月日を記載した報告書に内閣府令で定める書面を添付して、これを認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

2| 認定地方公共団体の長は、前項の規定により提出された報告書若しくはこれに添付すべき書面（以下この条において「報告書等」という。）に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した特定地域雇用会社に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

3| 認定地方公共団体の長は、報告書等により、当該報告書等に係る寄附が特例対象総額その他の事項に関して内閣府令で定める要件に該当することを確認したときは、当該報告書等を提出した特定地域雇用会社に対し、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

（特定地域雇用会社の義務）

第十六条 特定地域雇用会社は、第十四条第一項の寄附を受けたときは、当該寄附に係る金銭をその指定に係る事業の実施に必要な費用に充てなければならない。

2| 特定地域雇用会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

（改善命令）

第十七条 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用会社が第十四条第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるとき、又はその行う事業が高年齢者等雇用確保措置の内容に従って実施されていないと認めるときは、当該特定地域雇用会社に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第十八条 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用会社の指定に係る事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該特定地域雇用会社に対して報告をさせ、又はその職員に当該特定地域雇用会社の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、報告書若しくはこれに添付すべき書面を提出せず、又は虚偽の報告書若しくはこれに添付すべき書面を提出した者

二 第十五条第二項の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による命令に違反して同項の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

三 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十三条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正)

第四百四十五条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成

二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(法人税に係る課税の特例)

第三十条 特定事業者が認可事業再編計画に基づいて事業会社への事業譲渡を行ったときは、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額及び各連結事業年度において生じた個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該特定事業者に帰せられる金額を加算した金額)で政令で定める金額のうち、当該事業譲渡の時ににおける当該事業会社の株式の価額として政令で定める金額から当該事業譲渡に係る純資産価額(当該事業譲渡に係る資産の帳簿価額から当該事業譲渡に係る負債の帳簿価額を控除した金額をいう。)を控除した金額に達するまでの金額は、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十一条の十三の規定は、適用しない。

(法人税に係る課税の特例)

第三十条 特定事業者が認可事業再編計画に基づいて事業会社への事業譲渡を行ったときは、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額及び各連結事業年度において生じた個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該特定事業者に帰せられる金額を加算した金額)で政令で定める金額のうち、当該事業譲渡の時ににおける当該事業会社の株式の価額として政令で定める金額から当該事業譲渡に係る純資産価額(当該事業譲渡に係る資産の帳簿価額から当該事業譲渡に係る負債の帳簿価額を控除した金額をいう。)を控除した金額に達するまでの金額は、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十一条の十三及び第八十一条の十の規定は、適用しない。

〔罰則に関する経過措置〕

第四百四十六條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔その他の経過措置の政令への委任〕

第四百四十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔地球温暖化対策のための税についての検討〕

第四百四十八條 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

〔車体課税についての検討〕

第四百四十九條 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。